

障害児学校の狭隘化解消で

具現化を図りたい

11月1日の第1回教育長交渉から、県教委に対し3回の要請行動を行い、本日教育次長交渉を行いました。木藤委員長以下8名が参加しました。追加の署名を手渡し交渉に入りました。次長提案と高教組とのやりとり概要と見解は以下の通りです。

次長提案

- ◆ 16年度給与改定に関して
人事委員会勧告を尊重、技能労務職についても一般職員と同様の扱いとする。
- ◆ 人事評価制度について、29年度中に試行を実施し、制度の検証、改善を行いたい。あわせて、評価結果の給与等への反映についても検討していきたい。
- ◆ 介護休暇の分割取得、介護時間の新設、介護による時間外勤務の免除、対象家族要件の緩和を行いたい。育児休業等の対象となる子の拡大や、非常勤職員の取得要件の緩和を検討。
- ◆ 臨時的任用教職員の年次有給休暇の繰り越し日数を改善する方向で検討していきたい。
- ◆ 技能長への昇格について、一定の年齢により全員が昇格するものではないが、能力・適正等総合的に判断し、29年4月1日から実施する。

《16年度給与改定等》

具体的な回答は第3回教育長交渉に持ち越し。
介護休暇・育児休業等は一定の改善、取得しやすい職場環境の整備が課題との認識を示す。

《人事評価制度について》

高教組 新たな人事評価を給与、処遇に反映させることに反対。給与等への反映は「検討」としたが、これまでの回答と同じと考えてよいか。試行は「人材育成」「組織の活性化」の観点で行うものか。

教育次長 これまでの制度の改善をめざすもの。「シート」や「運営の仕方」「評価者研修」など総合的に検討する。給与への反映も要素の一つ。

《部活動指導について》

次長 特殊業務手当への引き上げはできない。部活動の在り方を優先して考えていきたい。

高教組 土曜日は休みにするとか、月曜日は部活禁止といった施策がかつてあったが、今は定時退勤日でも活動している部活もある。

《臨時教職員、非常勤講師の待遇改善について》

年休の繰り越し日数現行10日の拡充は年来の

要求、上乘せ日数を次回交渉で明らかにしたい。育児休業等の非常勤職員の取得要件緩和は前進。

《技能労務職員の昇格、新採用について》

技能長への昇格は、「現給保障」により、実質的な給与引き上げにはすぐに結びつかないが、退職手当の調整額や一時金の加算割合に波及する可能性があります。今後どの程度の規模で実施されるのか求めている。新採用については言及なし。

《障害児学校の狭隘化・多忙化について》

高教組 障害児学校の狭隘化、教職員の多忙化解消は急務。沼津、浜松地域に言及したが富士地区も緊急。

次長 長期的計画を立てる。あわせてすぐに手を付ける緊急のものについて、具現化していきたい。年明けに何らかの報告をしたい。

第3回の教育長交渉が21日に行われます。例年県教委はこれを最終回答としています。署名等の協力をお願いします。